

不妊治療費などを助成しています

医療保険適用外の不妊治療費、不妊治療と併せて実施した先進医療費、医師が必要と認める不妊検査費について一部助成をしています。申請には期限や条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。保健所健康課(☎536-2562)へお問い合わせください。

男性を対象とした風しんの抗体検査・予防接種費用を助成します

公的な風しんの予防接種を受ける機会のなかった男性を対象に、抗体検査・定期予防接種のクーポン券を発送しています。

- 抗体検査…昭和37年4月2日～54年4月1日に生まれた男性
 - 予防接種…抗体検査の結果、十分な量の抗体がない男性
- 実施医療機関(事前予約制)など
保健所保健予防課(☎535-7710)

MR(麻しん・風しん混合ワクチン)の定期予防接種は期限内に受けましょう

次の人は、MR(麻しん・風しん混合)の定期的予防接種を3月31日(金)まで無料で受けることができます。対象者でまだ接種を受けていないお父さんは早く受けましょう。

- 第2期 平成28年4月2日～29年4月1日生まれの人
- 予防接種委託医療機関
健康保険証、母子健康手帳
保健所保健予防課(☎535-7710)

心の健康に関する相談

心の悩みや不安があって困っているときはご相談ください。

- ◎保健師等による相談
時 月～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分
問 保健所保健予防課(☎536-2852)
- ◎認知症の悩み電話相談
時 月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分
問 専用電話:☎537-1165
- ◎精神障がい相談
時・場 毎月第1～4水曜日(祝日は除く) 午前9時～正午、午後1時～3時 市民相談室(本庁舎2階)

高額療養費の申請をお忘れなく

病院などの医療機関で支払った1カ月(月の1日から末日まで)の医療費(保険診療費分が対象)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる人は、申請してください。なお、医療費が高額になることが予想される場合は、「限度額適用認定証」をご利用ください。

問 国保年金課(☎537-5735)

善行者をご推薦ください

市では、毎年5月に「大分市顕彰の日表彰」を行っています。

永年にわたり、環境美化、社会福祉、青少年健全育成などの分野で善行をされた団体・個人をご推薦ください。

問 市長室(本庁舎3階)または各支所、各地区公民館に備え付けの推薦用紙(市ホームページでダウンロード可)に記入し、1月31日(火)までに同室(☎537-5600)へ。

住居表示実施区域に建物を新築(改築)したときは申請が必要です

住所に必要な「住居番号」は自分で付けることはできません。任意の番号で住民登録や不動産登記などの手続きをした場合は、再度手続きが必要になることがあります。

問 申請時期:建物の足場が外れてから建物登記や住民登録をするまでの間
他・問 詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民協働推進課(☎537-7250)へ。

住居表示案を公示します

萌葱台地区、新明治地区を6年1月6日(土)から新住居表示に変更する予定です。その町界・町名変更案を本庁舎正面玄関の掲示板に公示します。

時 1月11日(水)～2月10日(金)
問 市民協働推進課(☎537-7250)

償却資産の申告は1月31日(火)までに

商店や工場などを経営し、事業用償却資産を市内に所有している個人・法人は、1月31日(火)までにその所有状況の申告書を資産税課(第2庁舎3階 ☎537-7293)へ提出してください。

お知らせ

大分あんしんみまもりネットワークに登録しませんか

認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方不明になったときに協力企業・団体が行政と一体になって早期発見を支援する取り組みです。なお、本ネットワークに登録されると、市認知症高齢者等個人賠償責任保険に自動加入となります。詳しくは、長寿福祉課(☎537-5771)へお問い合わせください。

長寿福祉課からのお知らせ(☎537-5743)

①おむつ代の医療費控除のための確認書を交付します

確定申告や市・県民税の申告時におむつ代の医療費控除を受ける際、2年目以降は医師が発行したおむつ使用証明書の代わりに市が発行した確認書を使える場合があります。詳しくは、長寿福祉課にお問い合わせください。

②障害者控除のための認定書を交付します

65歳以上で障害者手帳を持っていない人でも、障害者手帳などの基準に準じて交付する「障害者控除対象者認定書」によって、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられる場合があります。詳しくは、長寿福祉課にお問い合わせください。

料 ①②300円(②は、調査が必要な場合は500円)

子育て支援中小企業を表彰しました

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる優良中小企業を表彰しました。

企業名:株式会社大有設計、協栄工業株式会社、株式会社ATTS

問 子ども企画課(☎574-6516)



ヤングケアラーとはこんな子どもたち



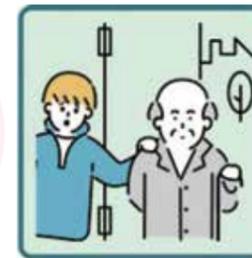
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

ヤングケアラーへの影響

日常的に大人が行うような家事や家族の世話などを行っている時、子どもたちに次のような影響が出る可能性があります。

- 遅刻・早退・欠席が増える
- 勉強や睡眠の時間が十分にとれない
- 友人等とコミュニケーションを取れる時間が少なくなる など

当てはまるとしたら...

家族の手伝いをするのは「ふつうのこと」かもしれませんが、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。

学校の先生・スクールカウンセラー・友達など、信頼できる相手に相談してみましょう。

- 市の相談窓口
- 中央子ども家庭支援センター ☎537-5688 時間 午前8時30分～午後6時
- 東部子ども家庭支援センター ☎527-2140 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 西部子ども家庭支援センター ☎541-1440 時間 午前8時30分～午後5時15分

子育て世帯・ヤングケアラー等がいる家庭へ

家事・育児を支援するヘルパーを派遣します

市では、家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・多胎児・ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問して、家事・育児を支援する事業を行っています。世帯の所得に応じて利用者負担が必要な場合がありますが、市が利用者負担額の軽減対策を行っています。一人で悩まずに、まずは一度、利用してみませんか。

問 中央子ども家庭支援センター ☎537-5688

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことです。子どもが子どもらしくいられるためには、私たち周囲の大人がヤングケアラーを正しく理解することが大切です。

ヤングケアラーのこと、知っていますか

詳しくはこちら▶

